

2024年度 建設副産物実態調査

Q & A

2024年6月

総合政策局 公共事業企画調整課

目 次

Q 1 利用量・搬出先調査について

- Q 1 - 1 利用量・搬出先調査の対象となる工事は？・・・・・・・・・・ 1
- Q 1 - 2 公共工事、民間公益企業発注工事については、令和 6 年度に完成したもののうち、「建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の量の大小及び有無にかかわらず」、ということですが、調査品目に該当がない工事（調査票への記入数量がない工事）は、対象工事から除外してよいでしょうか。また、機械設置工事で廃棄物を一切場外へ搬出しない工事も対象でしょうか？・・・・・・・・・・ 1
- Q 1 - 3 Q 1 - 1 の表 1 に示された一定規模工事に該当しないが、表 1 以外の建設資材を搬入する場合又は、表 1 以外の建設副産物を搬出する場合、利用量・搬出先調査の対象となる工事の規模要件は？・・・・・・・・・・ 2
- Q 1 - 4 令和 5 年 1 月 1 日以前に契約した工事の一定規模とは、資源有効利用促進法改正前の土砂 1,000m³ 以上を適用するのか。・ 2
- Q 1 - 5 民間工事の対象となる工事がない場合、回答はどのようにすればよいか。・・・・・・・・・・ 2
- Q 1 - 6 複数年にまたがる国債工事等の取扱いについて・・・・・・・・ 3
- Q 1 - 7 民間公益・民間工事で国債工事等ではないが、複数年契約の工事
で「債務負担工事以外の工事について」の「②R 5 年度以前に着工し、繰越し等の R 6 年度に完成した工事」と解釈出来る場合は、分割しなくても良いのか？・・・・・・・・・・ 4
- Q 1 - 8 施主から建築又は解体工事を元請した会社が各工種（上水・下水配管、壁、機械設備、電気設備等）を異なる下請業者に発注した場合、それぞれの工種ごとに調査票を作成するのか？・・・・ 4
- Q 1 - 9 記入にあたって、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を参考としてよいか。・・・・・・・・・・ 4

Q 2 電算システムについて

- Q 2 - 1 「建設副産物情報交換システム－COBRIS－」って何ですか？・・・・・・・・・・ 5
- Q 2 - 2 COBRIS を利用するには？・・・・・・・・・・ 5
- Q 2 - 3 COBRIS と 2024 実態調査入力シートの利用方法の違いは？・・・・・・・・・・ 5
- Q 2 - 4 COBRIS と建設リサイクル報告様式の違いは？・・・・ 6
- Q 2 - 5 COBRIS で登録した工事は、別途、CD-R 等で提出する必要がありますか？・・・・・・・・・・ 6
- Q 2 - 6 COBRIS で登録する場合、元請は特別な作業を伴わないということでしょうか？・・・・・・・・・・ 6

Q 2 - 7 「2024実態調査入力シート」はどこで入手できますか？・・・
6

Q 2 - 8 「2024年度建設副産物実態調査入力シート」というExcelファイルがあると聞いたのですが、これまでのCOBRISや建設リサイクル報告様式と何が違って、どれを使えばいいのかわかりません。・・・ 6

Q 2 - 9 COBRIS及び2024実態調査入力システムの入力方法やシステムの間合せ先はどこですか？・・・ 8

Q 2 - 10 施設調査用の電子入力システムはありますか？・・・ 8

Q 3 調査票記入方法について

Q 3 - 1 発注機関の組織が年度中に変更（廃止、統合等）した場合はどのコードを選択すればいいのか？・・・ 9

Q 3 - 2 「工事施工場所住所」を記入するにあたって、施工範囲が複数の市町村にまたがる場合は、どの市町村コードを記入すればいいのでしょうか？・・・ 9

Q 3 - 3 建築物等の一部を解体もしくは、改修する場合、建築面積、延床面積は何を記入すればいいのでしょうか？・・・ 9

Q 3 - 4 情報BOX設置等の通信関係設備の工事種類は、どれを選択すればいいですか？・・・ 9

Q 3 - 5 国債工事はR6工事のみ分割対象となるが、工期はR73.31なのか？それとも実際の工事が完了するまでか？・・・ 9

Q 3 - 7 コンクリートなどの建設資材の利用量を「トン」ではなく「m³」で記入したいのですが？・・・ 9

Q 3 - 9 木製のコンクリート型材等の仮設材は、調査対象に含まれるのでしょうか？・・・ 10

Q 3 - 10 新材と再生資材の定義は何か？例えば、再生生コンとあるが、一部でも再生材を使用していれば全数が再生資材の扱いになるのでしょうか？・・・ 11

Q 3 - 11 再生資材に記載する内容については、特記仕様書で再生資材の利用を指定されたものに限定するのでしょうか、それとも全ての再生資材について記載するのでしょうか？・・・ 11

Q 3 - 12 原木の木材チップと廃木材のチップを混合させて製作しているパーティクルボードは、再生資材となるのか？・・・ 11

Q 3 - 13 現場内利用を行ったものについては、現場内利用量にカウントし、場外搬出量にはカウントしないということによいのですか？・・・ 11

Q 3 - 14 第1種建設発生土、第2種建設発生土などの土質区分がよく分かりません。・・・ 11

Q 3 - 15 建設発生土をセメント工場へ持ち込みマテリアルリサイクル

- の原料として活用する場合は、どのコードになるのか？・・・ 1 1
- Q 3 - 1 6 建設廃棄物を中間処理施設へ搬出したが、その後、最終処分されたのか再資源化されたのかが不明です。搬出先種類は、どれを選択すればいいのでしょうか？・・・ 1 1
- Q 3 - 1 7 建設発生木材を搬出する場合、単純焼却かサーマルリサイクルの判断は請負者が行えばよいのか？・・・ 1 2
- Q 3 - 1 8 アスファルトの付着した碎石を再生碎石として再生する際に発生するグリズリアンダー材を盛土材として使用する場合など、アスコン塊をアスファルト合材以外の用途で再生利用する場合はどのように記入すればよいのか？・・・ 1 2
- Q 3 - 1 9 アスベスト含有建材はどのように記入すればよいのか？
・・・ 1 2
- Q 3 - 2 0 中間処理施設搬出後に最終的に減量化や最終処分される量を把握すべきか？・・・ 1 2
- Q 3 - 2 1 運搬距離の記入がありますが、実際の運搬距離でしょうか、直線距離でしょうか？・・・ 1 2
- Q 3 - 2 2 個人情報に記載することもあるかと思いますが、問題はないでしょうか？・・・ 1 3
- Q 4 施設調査について
- Q 4 - 1 施設調査の調査対象は？・・・ 1 4
- Q 4 - 2 施設調査で建設廃棄物の中間処理施設・最終処分場は、廃棄物処理法の施設許可をもとに調査を行っているが、建設発生土は廃棄物に該当しないため、廃棄物処理法の施設許可が不要である。どのようにして、把握・調査するのか？・・・ 1 5
- Q 4 - 3 公共機関、民間公益機関が管理している施設の施設調査はどうするのか？・・・ 1 5
- Q 4 - 4 特定工事のための施設や自社専用の施設の場合も施設調査の対象ですか？・・・ 1 5
- Q 4 - 5 調査票を提出する場合、記載箇所のみ提出でも良いか？・・・ 1 5
- Q 5 その他調査全般について
- Q 5 - 1 「元請会社に各発注担当者経由で資料一式を配付」する資料の入手方法は？・・・ 1 6
- Q 5 - 2 民間工事調査対象の本社において、重複データの確認とあるが具体的に何の重複を想定しているのか？・・・ 1 6
- Q 5 - 3 調査要領には施設調査のチェック方法が掲載されていないが、どのようにチェックすればよいのか？・・・ 1 6
- Q 5 - 4 令和6年度建設副産物実態調査の主要目的は？・・・ 1 6

- Q 5－5 国土交通省が令和２年９月に策定した「建設リサイクル推進計画２０２０」について、計画の点検及び計画の見直しの時期は？
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６
- Q 5－6 ２０２４年度建設副産物実態調査と前回調査の主な変更点は？
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６

【Q 1 利用量・搬出先調査について】

Q 1－1 利用量・搬出先調査の対象となる工事は？

- A. ①公共工事、民間公益企業発注工事については、令和6年度に完成した工事のうち、建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の量の大小及び有無にかかわらず、最終工事契約金額が100万円（税込）以上のすべての工事を対象としています。
- ②民間公益以外の民間企業（個人含む）が発注する工事（いわゆる「民間工事」）については、令和6年度に完成した工事のうち、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下、「資源有効利用促進法」という。）で定められた一定規模以上の工事が対象です。ただし、2）令和6年9月完成工事については、建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の量の大小及び有無にかかわらず、請負金額が100万円（税込）以上のすべての工事を対象としています。

表 1 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上 2. 碎石・・・・・・・・・・500 t 以上 3. 加熱アスファルト混合物・・200 t 以上	次のいずれ1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上 2. コンクリート塊、 アスファルト・ コンクリート塊 合計 建設発生木材 200 t 以上

※建設資材（生コンクリート、木製資材）及び建設廃棄物（建設汚泥、金属くず、紙くず、廃プラスチック類、廃塩化ビニル管・継手、廃石膏ボード、その他の分別された廃棄物、建設混合廃棄物）は、資源有効利用促進法で定められている品目ではありませんが、調査対象となる工事の中でこれらの品目が利用又は発生する場合には、あわせてご回答ください。

Q 1－2 公共工事、民間公益企業発注工事については、令和6年度に完成したもののうち、「建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の量の大小及び有無にかかわらず」、ということですが、調査品目に該当がない工事（調査票への記入数量がない工事）は、対象工事から除外してよいのでしょうか。また、機械設置工事で廃棄物を一切場外へ搬出しない工事も対象でしょうか？

- A. 調査品目に該当しない工事でも集計に必要ですので、工事概要のみ記入して提出願います（全体量を推計するのに必要なため※）。

廃棄物の搬出がない工事でも調査対象となるため、工事概要のみ記入してください。

（※）本調査で回収したデータをもとに、建設副産物の搬出量などを推計します。全体量の推計は、回収したデータから原単位（単位当たりの排出量など）を求め、それに母集団（工事全体の量）を乗じて算出しています。工事全体を示す母集団が、建設副産物の搬出等の有無に分割することができないため、建設副産物等が発生しない工事

も回収しています。

Q 1－3 令和5年1月1日以前に契約した工事の一定規模とは、資源有効利用促進法改正前の土砂 1,000m³ 以上を適用するのか。

A. 再生資源利用促進計画の作成対象工事については、令和5年1月1日以前に契約した工事は、改正前の規模（土砂 1,000m³）が適用されますが、本調査の対象はQ 1－1の表1に示した規模（土砂 500m³ 以上）の工事が対象となります。

Q 1－4 民間工事の場合、Q 1－1の表1に示された一定規模工事に該当しないが、表1以外の建設資材※¹を搬入する場合又は、表1以外の建設副産物※²を搬出する場合、利用量・搬出先調査の対象となる工事の規模要件は？

※1：コンクリート、木材

※2：その他がれき類、金属くず、廃塩化ビニル管・継手、廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）、廃石膏ボード、紙くず、その他の分別された廃棄物

A. これらの建設資材又は建設副産物の規模要件はありません。表1に示した要件を満たす工事を記入してください。

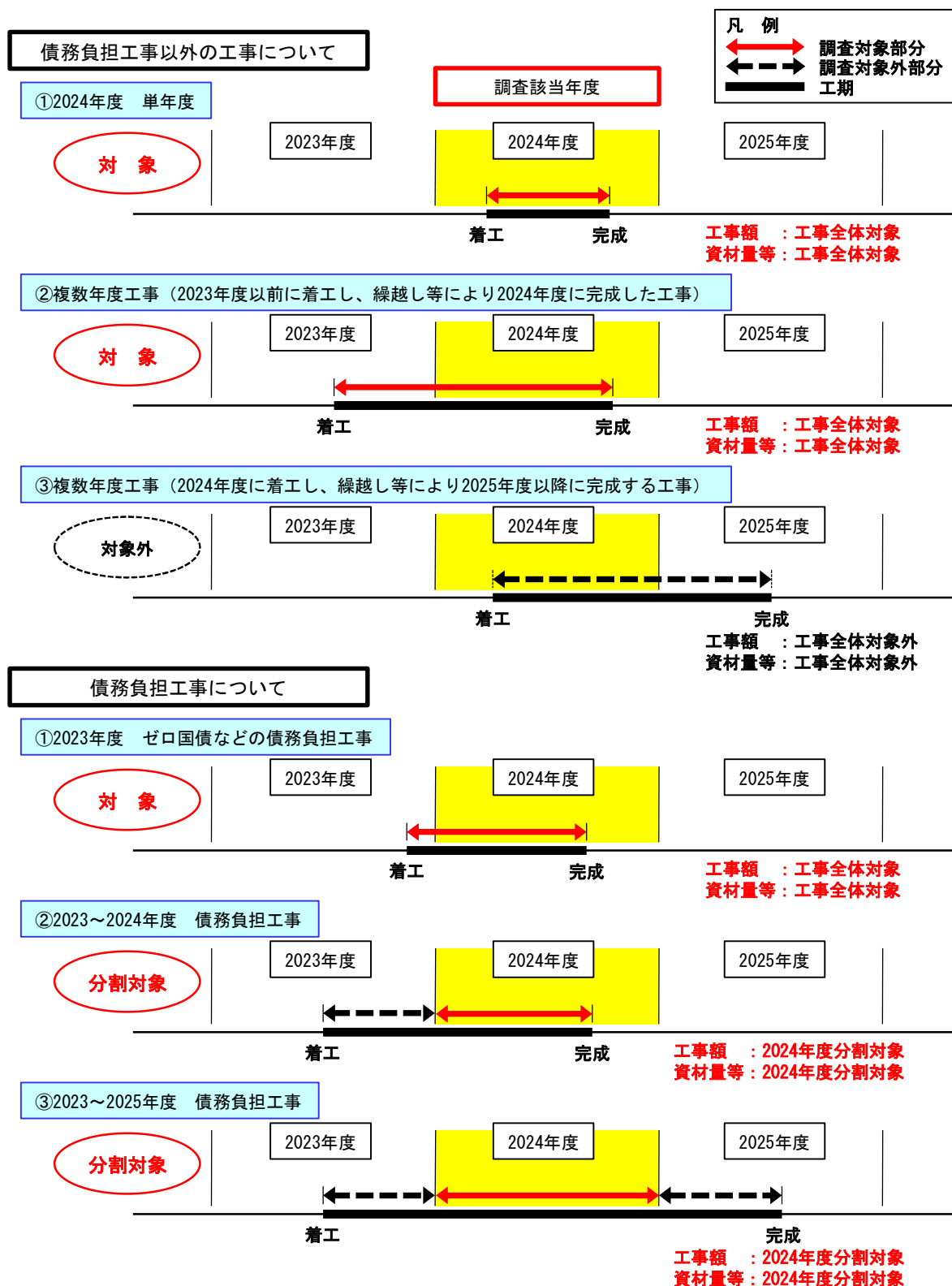
Q 1－5 民間工事で対象となる工事がない場合、回答はどのようにすればよいか。

A. 対象となる工事がない場合（令和6年度完成工事で表1に示す規模以上の工事、令和6年9月完成工事で100万円以上の工事以外）は、調査票を提出する必要はありません。

Q 1 - 6 複数年にまたがる国債工事等の取扱いについて

A. 国債工事等については、下図を基本として工事額・資材量等を記入するようにしてください。

なお、複数年にまたがる工事の場合、コブリス、建設リサイクル報告様式ではなく、調査票の作成をお願いいたします。



Q 1－7 民間公益・民間工事で国債工事等ではないが、複数年契約の工事で「債務負担工事以外の工事について」の「② R 5 年度以前に着工し、繰越し等の R 6 年度に完成した工事」と解釈出来る場合は、分割しなくても良いのか？

A. 国債工事の場合、毎年度毎に部分的な出来高に対して支払を行うため、既済検査により副産物の実態も把握できることから分割をお願いするものです。したがって②の場合は工期全体でしか実態を把握していないと想定されるので、分割は不要です。

Q 1－8 施主から建築又は解体工事を元請した会社が各工種（上水・下水配管、壁、機械設備、電気設備等）を異なる下請業者に発注した場合、それぞれの工種ごとに調査票を作成するのか？

A. 利用量・搬出先調査は、施主から工事を請けた元請業者が記載します。各工種を下請業者に発注した場合、工事の元請業者が下請業者から資料を入手してとりまとめた調査票を提出してください。

Q 1－9 記入にあたって、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を参考としてよいのか。

A. 搬出先調査の搬出量等はマニフェストを参考に記入できます。

【Q 2 電算システムについて】

Q 2 - 1 「建設副産物情報交換システム－COBRIS－」って何ですか？

A. 「建設副産物情報交換システム（COBRIS：コブリス）」は、工事発注者、排出事業者及び処理業者間の情報交換により、リサイクルの推進を目的としたWebシステムです。主な機能は以下のとおりです。

- ①建設リサイクル法に基づく帳票の電子化
- ②処理施設の検索機能
- ③工事情報の検索機能

- ①建設工事で契約上必要な書類の作成、提出を一元的に行うことができる機能です。「建設リサイクルガイドライン」や「建設リサイクル法」に基づく法１１条通知などにおいて作成が義務づけられている、再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の必要事項の入力及び印刷をすることができます。また国土交通省の直轄工事においては、当該機能を用いて再生資源利用情報の登録をするか、提出ファイルを発注者に提出することが義務づけられております。
- ②工事現場から発生する建設副産物の搬出先及び工事現場で利用する再生資材の購入先を検索することができます。検索結果として、施設情報や建設副産物の処分費、再生資材の販売費、工事現場から施設までの最短経路や距離、運搬時間が表示されます。当機能は、発注者および工事元請業者が利用できる機能です。
- ③工事元請業者が登録した工事データを検索する機能です。検索結果として、①の機能で登録した工事データ等が表示されます。なお、発注者については全ての情報項目が表示されますが、工事元請業者と処理業者につきましても、工事概要（発注機関名、工事名、工期等）しか表示されません。当機能は、主に発注者が自機関発注の工事データを確認するために利用します。

※COBRIS：コブリス

Construction Byproducts Resource Information interchange System の略

Q 2 - 2 COBRISを利用するには？

A. COBRISを利用するには、COBRISを運営している（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に利用の申し込みを行い、COBRISに加入してください。

Q 2 - 3 COBRISと2024年度建設副産物実態調査入力シート（以下、「2024実態調査入力シート」という。）の利用方法の違いは？

A. COBRISはインターネットを利用したシステムです。登録した工事データは全てJACIC内にあるサーバで一元的に管理され、建設副産物実

態調査に活用されます。COBRISのご利用にあたっては、インターネットを閲覧するための環境が必要となります。

一方、2024実態調査入力シートは、国土交通省ホームページからダウンロードしたExcelファイルを利用するものです。1工事につき1ファイルになります。詳しくは、国土交通省ホームページに記載の各地方のお問い合わせ先まで御連絡ください。

Q2-4 COBRISと建設リサイクル報告様式の違いは？

A. COBRISはインターネットを利用したシステムです。登録した工事データは全てJACIC内にあるサーバで一元的に管理され、建設副産物実態調査に活用されます。COBRISのご利用にあたっては、インターネットを閲覧するための環境が必要となります。

一方、建設リサイクル報告様式は、国土交通省ホームページからダウンロードしたExcelファイルを利用するものです。1工事につき1ファイルになります。詳しくは、国土交通省ホームページに記載の各地方のお問い合わせ先まで御連絡ください。

Q2-5 COBRISで登録した工事は、別途、提出用ファイルをCD-R等で提出する必要がありますか？

A. COBRISで登録した工事データは、JACICのサーバで一元的に管理されているため、「提出用ファイル」（電子ファイル）を提出する必要はありません。

Q2-6 COBRISで登録する場合、元請は特別な作業を伴わないということでしょうか？

A. 認識のとおりです。

Q2-7 「2024実態調査入力シート」はどこで入手できますか？

A. 2024実態調査入力シートは、以下の国土交通省ホームページにてダウンロード可能です。

国土交通省ホームページ＞政策・仕事＞総合政策＞リサイクル＞建設副産物実態調査＞実態調査体系

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d02status/d0201/page_020102researchbody.htm

Q2-8 「2024実態調査入力シート」というExcelファイルがあると聞いたのですが、これまでのCOBRISや建設リサイクル報告と何が違って、どれを使えばいいのかわかりません。

A. 2024実態調査入力シートは、R6年度建設副産物実態調査の利用量・搬出量調査への回答に特化した電子入力用ファイルです。

既にCOBRISを業務で使用されている元請業者は、改めて2024実態調査入力シートに切り替える必要はありません。

また、建設リサイクル報告様式（Excel版）で「再生資源利用（促進）実施書」（以下、「実施書」という。）を作成した場合も、「2024実態調査入力シート」で改めて作成・提出する必要はありません。

公共工事、民間公益工事は広くCOBRISが活用されていると考えられるため、2024実態調査入力シートは、主に民間工事の元請業者が使用することを想定しております。

なお、前回に比べてもPCが広く普及していること、簡易に入力できるシステムを配布することから、紙帳票ではなく原則電子データでの提出をお願いします。

Q 2 - 9 C O B R I S 及び 2 0 2 4 実態調査入力シート、建設リサイクル報告様式の入力方法やシステムの問合せ先はどこですか？

A. 問い合わせ先（C O B R I S）

（一財）日本建設情報総合センター

建設副産物情報センター

<http://www.recycle.jacic.or.jp>

T E L : 0 3 - 6 2 6 1 - 4 3 2 4

メール : recycle@jacic.or.jp

受付時間：

T E L 受付時間 9 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0（土日、祝祭日を除く）

メール受付時間 2 4 時間（回答は上記 T E L 受付時間内）

B. 入手方法（2 0 2 4 実態調査入力シート）

国土交通省のホームページからダウンロード

国土交通省ホームページ＞政策・仕事＞総合政策＞リサイクル＞建設副産物実態調査＞実態調査体系

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d02status/d0201/page_020102researchbody.htm

※様式や記入方法に関する問い合わせは連絡協議会が設置している問い合わせ窓口で対応

C. 入手方法（建設リサイクル報告様式）

国土交通省ホームページ＞政策・仕事＞総合政策＞リサイクル＞建設リサイクル推進施策 情報交換システム＞建設リサイクル報告様式

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

※様式や記入方法に関する問い合わせは連絡協議会が設置している問い合わせ窓口で対応

Q 2 - 1 0 施設調査用の電子入力システムはありますか？

A. 施設調査用の電子入力システム(Excel)は、国土交通省のホームページにアップしています。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d02status/d0201/page_020102researchbody.htm

【Q 3 調査票記入方法について】

●工事概要

Q 3 - 1 発注機関の組織が年度中に変更（廃止、統合等）した場合はどのコードを選択すればいいのか？

A. 発注機関コードは、令和 5 年 4 月 1 日現在で作成しています。令和 6 年度中に発注機関が変更（廃止、統合等）した場合には、旧発注機関コードで対応してください。

Q 3 - 2 「工事施工場所住所」を記入するにあたって、施工範囲が複数の市町村にまたがる場合は、どの市町村コードを記入すればいいのでしょうか？

A. 工事量が一番多い（例えば、延長距離が長い、延床面積が広い）市町村コードを記入してください。

Q 3 - 3 建築物等の一部を解体もしくは、改修をする場合、建築面積、延床面積は何を記入すればいいのでしょうか？

A. 建築面積、延床面積は、解体もしくは改修する部分の面積を記載してください。

Q 3 - 4 情報BOX設置等の通信関係設備の工事種類は、どれを選択すればいいですか？

A. 例えば、情報BOXを道路に設置する場合は、道路工事「B-9 その他」を、選択してください。

Q 3 - 5 国債工事はR 6 工事のみ分割対象となるが、工期はR 7. 3. 3 1なのか？それとも実際の工事が完了するまでか？

A. R 7. 3. 3 1と記入願います。その上で工事件名の前に（実態調査用）と分かるように記載してください。

●利用量調査

Q 3 - 7 コンクリートなどの建設資材の利用量を「トン」ではなく「m³」で記入したいのですが？

A. 単位については、設定された単位に換算して数量を記入してください。換算にあたっては、各現場の個々の実態に基づいて換算してください。実態に基づく換算値がない場合は、調査票記入要領に掲載している換算表を参考にし換算しても構いません。

表. <参考>重量換算係数

	荷積み状態での換算値		実体積による換算値	産業廃棄物 (環境省) ※注2
	建廃ガイドライン値※ 注1	参考値	参考値	
建設汚泥	1.2～1.6	1.4	1.4	1.10
コンクリート塊	(建設廃材 1.6～1.8)	1.8	2.35 (無筋)	1.48
アスファルト・コンクリート塊		1.8	2.35	
建設発生木材	0.4～0.7	0.5	—	0.55
建設混合廃棄物	—	—	0.24～0.30※注3	0.26
砕石	—	—	2.0※注4	—
廃プラスチック	—	—	1.1	0.35
廃塩化ビニル管・ 継手	—	200※注5 (kg/m3) (管・パイプ)	—	—
廃石膏ボード	—	0.65～0.8※注6	—	—
紙くず	—	—	0.5	0.30
アスベスト	—	—	0.9	0.30

注1) 建廃ガイドライン値: 『「建設廃棄物処理ガイドライン」厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修』による値

注2) 産業廃棄物(環境省): 『産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について』(環産廃発第061227006号)の別添2に示された換算係数。ただし、建設廃棄物に限定するものではないため、注意が必要。

注3) 建設混合廃棄物は(社)建設業協会及び(公社)全国産業廃棄物連合会の混合廃棄物組成分析調査結果による。

注4) 盛土状態での換算値。『「道路橋示方書・同解説」(社)日本道路協会』等による値。

注5) 塩化ビニル管・継手協会のリサイクル協力会社における値。

注6) (社)石膏ボード工業会『石膏ボードハンドブック』による値。

Q3-9 木製のコンクリート型材等の仮設材は、調査対象に含まれるのでしょうか?

A. 仮設材が調査対象に含まれるかどうかの場合分けは次のとおりです。

条件	調査対象の有無
仮設材が当該工事から廃棄される場合	○調査対象
仮設材が当該工事から廃棄されず、他工事で利用されたり、リース材として戻される場合	×調査対象外

●搬出先調査

Q 3 - 1 0 新材と再生資材の定義は何か？例えば、再生生コンとあるが、一部でも再生材を使用していれば全数が再生資材の扱いになるのでしょうか？

A. 再生材の使用量は一部でも再生材が含まれている場合は、割合に関係なく再生資材として記載してください。

新材と再生材が混合されている再生資材の再生資材利用量は、新材と再生材の合計量を記入してください。

Q 3 - 1 1 再生資材に記載する内容については、特記仕様書で再生資材の利用を指定されたものに限定するのでしょうか、それとも全ての再生資材について記載するのでしょうか？

A. 再生資材利用の記載は、特記仕様書の指定の有無にかかわらず、実際に使用した実績値を記入してください。

Q 3 - 1 2 原木の木材チップと廃木材のチップを混合させて製作しているパーティクルボードは、再生資材となるのか？

A. 再生資材として記入してください。

Q 3 - 1 3 現場内利用を行ったものについては、現場内利用量にカウントし、場外搬出量にはカウントしないということによいですか？

A. ご認識のとおりで、現場内利用を行った場合、現場内利用量にカウントしますが、場外搬出量にはカウントしません。

Q 3 - 1 4 第1種建設発生土、第2種建設発生土などの土質区分がよく分かりません。

A. 調査票記入要領に添付しています「土質区分表」を見て判断してください。
なお、この「土質区分表」は、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日 国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）に準拠しています。

Q 3 - 1 5 建設発生土をセメント工場へ持ち込みマテリアルリサイクルの原料として活用する場合は、どのコードになるのか？

A. 売却でなければ、土質改良プラントとしてください。

Q 3 - 1 6 建設廃棄物を中間処理施設へ搬出したが、その後、最終処分されたのか再資源化されたのかが不明です。搬出先種類は、どれを選択すればいいのでしょうか？

A. 搬出した中間処理施設で、最終処分場へ持ち込む前に減容するため単純焼

却処理している場合は「単純焼却」、発電設備を有する施設への搬出であれば「サーマルリサイクル」（発電目的のチップ化施設であっても発電設備を有しないものは除く）、アスファルト・コンクリート塊を処理する合材プラントであれば「再資源化施設（合材プラント）」、それ以外の処理（たとえば、コンクリート塊の破碎・選別施設、建設発生木材のチップ化施設、建設汚泥の脱水施設、建設混合廃棄物の選別施設など）を行っている場合は、「再資源化施設（合材プラント以外）」を選択してください。

Q 3 - 1 7 建設発生木材を搬出する場合、単純焼却かサーマルリサイクルの判断は受注者が行えばよいのか？

A. 受注者の判断で記載願います。

Q 3 - 1 8 現場内で、アスファルトの付着した碎石を再生碎石として再生する際に発生するグリズリアンダー材を盛土材として使用する場合等、アスコン塊をアスファルト合材以外の用途で再生利用する場合はどのように記入すればよいのか？

A. 現場で処理した場合はアスコン塊を現場内利用したものとして「建設副産物発生・搬出」記入願います。さらに、「建設資材利用」の「碎石のその他」を再生資源利用として記載願います。

それ以外の場合は何らかの中間処理を施していると考えられるので、搬出先種類を中間処理施設としてください。

Q 3 - 1 9 アスベスト含有建材はどのように記入すればよいのか？

A. 飛散性が高い石綿含有吹付け材（レベル1）、石綿含有耐火被覆材（レベル2）の特別管理廃棄物は、「その他分別された廃棄物」に記入してください。

（COBRISや建設リサイクル報告様式利用の場合は「アスベスト（飛散性）」に記入してください。）

石綿含有形成板、ビニル床タイルやスレートなどの非飛散性石綿含有建材（レベル3）は、「その他の分別された廃棄物」に記入してください。

Q 3 - 2 0 中間処理施設搬出後に最終的に減量化や最終処分される量を把握すべきか？

A. 中間処理施設の実態は施設調査で把握するため、利用量・搬出量調査では調査不要です。

Q 3 - 2 1 運搬距離の記入がありますが、実際の運搬距離でしょうか、直線距離でしょうか？

A. 実際の運搬距離を記入してください。

Q 3 - 2 2 個人情報に記載することもあるかと思いますが、問題はないでしょうか??

A. 個人情報に関しては、記載することに問題はありません。しかし、相手方が拒否等された場合は、強制するものではありません。

【Q 4 施設調査について】

Q 4 - 1 施設調査の調査対象は？

A. 建設副産物の処理等を行う施設で、建設発生土利用促進施設、廃棄物処理法の中間処理施設、最終処分場が調査対象です。なお、中間処理施設及び最終処分場は、建設系の産業廃棄物を取り扱う施設が調査対象となります。

	調査対象施設		想定する施設の概要
		廃棄物処理法上の許可対象品目	
建設発生土利用促進施設	建設発生土ストックヤード 土質改良プラント 建設発生土受入地		建設発生土ストックヤード 建設発生土土質改良プラント 建設発生土処分地（最終処分場は除く）
中間処理施設	建設廃材処理施設	がれき類	コンクリート、アスファルト製の破砕施設、再生アスファルト合材施設
	建設発生木材	木くず	建設発生木材の破砕施設、焼却施設
	建設汚泥処理施設 ^{注)}	汚泥	建設汚泥の脱水、天日乾燥、機械乾燥、圧縮施設、焼却施設
	建設混合廃棄物処理施設	がれき類、木くず、廃プラスチック類、紙くず、ガラス陶磁器くず 等	建設混合廃棄物の選別施設、破砕施設、圧縮施設、焼却施設
	廃塩化ビニル管・継手処理施設	廃プラスチック類	廃塩化ビニル管・継手の選別施設、破砕施設、焼却施設
	廃プラスチック類処理施設（廃塩化ビニル管・継手を除く）	廃プラスチック類	廃プラスチック類（廃塩化ビニル管・継手を除く）の選別施設、破砕施設、焼却施設
	廃石膏ボード処理施設	がれき類	廃石膏ボードの選別施設、破砕施設、焼却施設
最終処分場	安定型最終処分場	廃棄物処理法施行令第7条14号ロ	アスファルト、コンクリート又はその他のがれき類、ゴムくず、金属くず、廃プラスチック類を埋立処分する施設
	管理型最終処分場	廃棄物処理法施行令第7条14号ハ	木くず、汚泥、紙くず、石膏ボードなどを埋立処分する施設

注：汚泥処理施設は、建設汚泥を受け入れる施設のみが調査対象です。

Q 4 - 2 施設調査で建設廃棄物の中間処理施設・最終処分場は、廃棄物処理法の施設許可をもとに調査を行っているが、建設発生土は廃棄物に該当しないため、廃棄物処理法の施設許可が不要である。どのようにして、把握・調査するのか？

A. 「ストックヤード運営事業者登録制度」への登録事業者は、各地方整備局建設部に照会します。また、公共土木工事を発注している機関であれば、個々の発注担当者は情報を持っているはずなので、例えば庁内調査をかけるなどして、各都道府県及び政令市で把握出来る範囲で調査願います。

Q 4 - 3 公共機関、民間公益機関が管理している施設の施設調査はどうするのか？

A. スtockヤードなど公共機関や民間公益機関が管理している場合、管理している事務所が施設調査の調査票を記入してください。

Q 4 - 4 特定工事のための施設や自社専用の施設の場合も施設調査の対象ですか？

A. 特定工事のための施設や自社専用の施設の場合は、調査対象外となりますので、作成しないでください。

Q 4 - 5 調査票を提出する場合、記載箇所のみ提出でも良いか？

A. 出し忘れとゼロ回答の区別が付かないため、Excel 電子ファイル一式を提出してください。

【Q 5 その他調査全般について】

Q 5 - 1 「元請会社に各発注担当者経由で資料一式を配付」する資料の入手方法は？

A. 各公共・民間公益機関の発注者により対応は異なりますが、国土交通省の工事を受注されている場合、調査要領や調査票等は、国土交通省ホームページより調査資料一式をダウンロードしていただくことになります。現場でダウンロード等の対応できない場合は、元請業者の本社か、発注者側の監督職員にホームページで配布している資料のコピーを依頼してください。

Q 5 - 2 民間工事調査対象の本社において、「重複データの確認」とあるが具体的に何の重複を想定しているのか？

A. 公共事業で発注者を通じて登録したものを民間工事のルートでも登録してしまうことを一番危惧しています。その他、既に登録した工事を失念しており、もう一度登録してしまうなどを想定しておりますので、本社で取りまとめた段階で確認願います。

Q 5 - 3 調査要領には施設調査のチェック方法が掲載されていないが、どのようにチェックすればよいのか？

A. チェックを行う協議会事務局は、説明会資料を元にチェックをお願いします。施設調査の場合、記入者においては、記載漏れや提出漏れなどがないかなど、常識の範疇のチェックをお願いします。

Q 5 - 4 2024年度建設副産物実態調査の主要目的は？

A. 建設副産物の排出状況や再資源化状況等の全国的な実態を把握することを目的として実施するもので、調査結果は、「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」の目標達成状況の把握、及び「次期建設リサイクル推進計画」等の建設リサイクルに関する諸施策の策定に活用することとしています。

Q 5 - 5 国土交通省が令和2年9月に策定した「建設リサイクル推進計画2020」について、計画の点検及び計画の見直しの時期は？

A. 「建設リサイクル推進計画202020」の点検や新たな「建設リサイクル推進計画」の検討については、実態調査結果の公表後以降に計画の点検や見直しを行っていく予定です。

Q 5 - 6 2024年度建設副産物実態調査と前回調査の主な変更点は？

A. 主な変更点は、以下のとおりです。

【利用量・搬出先調査】

- ・建設発生土搬出先種類の選択肢を再編。
- ・建設資材「土砂」及び建設副産物「建設発生土」を土質別に分割
- ・「土砂」以外の建設資材について、再生資材の供給元情報（住所、供給元種類コード）を追加
- ・建設副産物「建設発生土」の「施工条件」（指定利用等）を追加

【施設調査】

- ・建設汚泥処理土の出荷量・出荷先調査票を廃止。
- ・廃プラスチック類の調査票を追加
- ・処理後の出荷量を、生産量・出荷量に分割。